

第 1 号 通 所 事 業 (総 合 事 業)

○通所介護相当サービス 対象者：要支援 1・要支援 2・更新者

※事業対象者は利用不可

要支援 状態 区分	介護保険一部負担分（単位：円） 1ヶ月あたりの基本料金=①+②+③+④+⑤+⑥						実 費 利 用 1 回	1ヶ月 総 額 ①+②+③+④+⑤ (⑥×利用回数)
	利用 回数	① 介護 サービス 費	② サービス 提供 体制 強化 加算 I	③ 口腔 栄養 スクリー ニング 加算 II	④ 運動器機能 向上訓練 加算	⑤ 科学的 介護推進 体制 加算	⑥ 食費	
要支援 1 更新者	回数に 関係 なく	1,672	88	5	225	40	500	1,672 円+88 円+5 円 +225 円+40 円 +(500 円×利用回数)
要支援 2	週 1 回 程度	1,714	88	5	225	40	500	1,714 円+88 円+5 円 +225 円+40 円 +(500 円×利用回数)
	週 2 回 程度	3,428	176					3,428 円+176 円+5 円+225 円+40 円 +(500 円×利用回数)

※③口腔・栄養スクリーニング加算 II

食事形態、義歯（自歯）の状態、飲み込みの状態等、口腔の健康状態等を6ヶ月ごとに確認し、担当する介護支援専門員へ情報提供します。

※⑤科学的介護推進体制加算

利用者の ADL、栄養、口腔、嚥下、認知症等の状態をデータ化し、作成した計画書に基づき、サービス提供します。一定期間提供したサービスの結果を評価し、利用者の状態に合わせたサービスの改善を行い、この繰り返しにて、ケアの質の向上を図ります。（データは厚生労働省へ提出となります。）

上記の利用料金に40単位が加算されます。

通 所 介 護

○対象者：要介護 1～5

要介護 状態 区分	介護保険一部負担分（単位：円） 1日分の利用料金＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥					実 費 1回	1日分 総額 ①＋②＋⑤＋⑥＋⑦ ＋（③＋④） （ ）内は対象者のみ	
	① 介護 サービス費 7h～8h （送迎片道 47含む）	② サービ ス提供 体制強 化加算 （Ⅰ）	個別 機能訓練加算		⑤ 口腔・ 栄養ス クリー ング加 算（Ⅱ）	⑥ 入浴		⑦ 食費
			③ （Ⅰ）口	④ Ⅱ				
要介護 1	655	22	対象者 85	※ 対象者 20	※ 5	40	500	1,222円 （対象者③＋④＝105円）
要介護 2	773							1,340円 （対象者③＋④＝105円）
要介護 3	896							1,463円 （対象者③＋④＝105円）
要介護 4	1,018							1,585円 （対象者③＋④＝105円）
要介護 5	1,142							1,709円 （対象者③＋④＝105円）

・上記の介護保険一割負担のうち、サービス提供体制強化加算以外のサービスは、利用した場合のみお支払い頂きます。

・若年性認知症と診断されている方は、上記の利用料金に60円が加算されます。

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲと診断されている方（利用者総数の占める割合が、100分の20以上となった場合のみ）は、上記の利用料金に60円が加算されます。

※中重度者（要介護3～5）総数の占める割合が、100分の30以上となった場合に、上記の利用料金に通所介護中重度者ケア体制加算45円が加算されます。

※⑤口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ

食事形態、義歯（自歯）の状態、飲み込みの状態等、口腔の健康状態等を6ヶ月ごとに確認し、担当する介護支援専門員へ情報提供します。

※④個別機能訓練加算（Ⅱ）、科学的介護推進体制加算

利用者のADL、栄養、口腔、嚥下、認知症等の状態をデータ化し、作成した計画書に基づき、サービス提供します。一定期間提供したサービスの結果を評価し、利用者の状態に合わせたサービスの改善を行います。

この繰り返しにて、ケアの質の向上を図ります。（データは厚生労働省へ提出となります。）

上記の利用料金に40単位が加算されます。

※上記（第1号通所事業、通所介護をご利用の方）対象

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本料金に0.1%が上乗せになります。（令和3年4月～9月末までとする。）
- ・ 介護保険一部負担総額に対して、5.9%分の介護職員処遇改善加算を翌月にお支払い頂きます。
- ・ 介護保険一部負担総額に対して、1.2%分の介護職員等特定処遇改善加算を翌月にお支払い頂きます。